

計量証明書

No. 230517-0029 1/2 頁

令和5年05月31日

濃度計量証明事業所 栃木県知事登録第172号

一般財団法人 栃木県環境技術協会

栃木県宇都宮市下岡本町2145-113

電話 028(673)9080(代)

日光市長 粉川 昭一

様

濃度に係る計量結果を次のとおり証明します(#項目は計量法対象外)。

環境計量士 毛塚 昭彦

試料名	井戸水				
採取場所	揚水井の水				
採取年月日時刻	令和5年05月17日 13時58分		水温: 15.0 °C 気温: 26.8 °C 天候: 晴		
適用基準	地下水環境基準R4.4		外観: 無色 臭気: 無臭		
測定項目	計量結果	単位	計量方法	基準値	
カドミウム	0.0003 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.003mg/L 以下	
全シアン	0.1 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	不検出 (0.1mg/L以下)	
鉛	0.001 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.002 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.02mg/L以下	
ヒ素	0.001 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	0.0005 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	不検出(0.0005mg/L以下)	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.0005 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	不検出(0.0005mg/L以下)	
ジクロロメタン	0.002 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.0002 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.004mg/L以下	
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	0.0002 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.002mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.002 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.1mg/L以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.002mg/L以下	
チウラム(チラム)	0.0006 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.006mg/L以下	
シマジン(CAT)	0.0003 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.002 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.001 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.01mg/L以下	
セレン	0.001 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.01mg/L以下	

5779-2301-002-01

計量証明書

No. 230517-0029 2/2 頁

令和5年05月31日

濃度計量証明事業所 栃木県知事登録第172号
一般財団法人 栃木県環境技術協会
栃木県宇都宮市下岡本町2145-13
電話 028(673)9080(代)

日光市長 粉川 昭一 様

濃度に係る計量結果を次のとおり証明します(#項目は計量法対象外)。

環境計量士 毛塚 昭彦

試料名	井戸水			
採取場所	揚水井の水			
採取年月日時刻	令和5年05月17日 13時58分	水温：15.0 ℃ 気温：26.8 ℃ 天候：晴		
適用基準	地下水環境基準R4.4	外観：無色 臭気：無臭		
測定項目	計量結果	単位	計量方法	基準値
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.3	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	10mg/L以下
ふっ素	0.08 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.8mg/L以下
ほう素	0.1 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	1mg/L以下
1,4-ジ`ネフ`ン	0.005 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号	0.05mg/L以下

以下余白

備考等：以上の水質試験項目については水質基準に適合。